

第27回ディベート甲子園中学の部論題解説

「日本は中学生以下のスマートフォンなどの使用を禁止すべきである。是か非か」

* ここでいうスマートフォンなどとは、テザリング機能を使用せず携帯電話回線を直接使用し、インターネットのサイト閲覧やSNS使用ができる情報端末とする。

* スマートフォンなどを所有することと、継続的に借用することを禁止する。

* 心身の障害など、やむを得ない事情の場合には使用を認める。

論題検討委員会 極山大樹

1. はじめに

今大会の論題は、第7回、第13回大会で取り扱った、携帯電話に関する論題です。もっとも、「メール機能でいつでもどこでも友だちとつながり、見知らぬ世界へ侵入でき、すばやく情報も入手できる。ゲームができるし、チャットも楽しめる」ことが「高性能」だとされる時代は過ぎ去り、現在では、当時（第13回大会開催時〔2008年〕）普及していた携帯電話はガラケーなどと称され、低性能の象徴として語られるようになりました。そのため、第7回大会と第13回大会と同じくらい、いやそれ以上に、今大会では携帯電話をめぐる状況が随分と変わっており、前回とは異なる新たな視点も加わっての白熱した議論の展開が期待されるでしょう¹。

2. 論題の背景

(1) 現状と問題意識

2010年代に急速に普及したスマートフォンですが、小・中学生の利用率も大きく上昇しています。令和2年の内閣府の調査によると、インターネットを利用していると答えた小・中学生のうち、「スマートフォン」を利用している割合は、小学生が44.4%、中学生が68.7%であり、他のインターネット接続機器と比べて高い数値となっています²（なお、ここで用いられている「スマートフォン」は、基本的に論題の対象になると考えられます。論題の対象がいかなるものかについては後述します）。また、利用率の上昇が利用開始年齢の低下を伴っている可能性も指摘されています³。

スマートフォンの利用率の増加は、LINEやTwitterなどのSNSの爆発的な普及をもたらしました。そして、これらのSNSはネットいじめや犯罪の原因となっているとの批判があります。また、いつでもどこでもネットに接続できるという状態は、ネット依存⁴、歩きスマホ、スマホゲームに対する課金などの新たな問題も引き起こしています。

このように、中学生以下の人（主に小・中学生）にとってのマイナスの側面が指摘されるスマートフォンですが、その普及率・利便性の高さを考えると、現在では社会生活を成り立たせるためには必要不可欠な1つの社会インフラと化していることは否めません。そのため、小・中学生も、いずれはスマートフォンの使用を迫られることになるでしょう。そのことを見据え、小・中学生のときからスマートフォンとの付き合い方を学ばせるべきか、それとも小・中学生のうちスマートフォンとの関係を切断すべきか、情報化社会を迎えた現在の教育のあり方が問われるべき時を迎えています。

(2) 日本及び海外での動き

日本では、2020年に、文部科学省が中学生のスマートフォンの持ち込みを条件付きで容認する方針を固めました⁵。もっとも、この方針がとられたのは児童生徒の登下校時の緊急時の連絡手段としてのスマートフォンのメリットが重視されたからであり、条件もこの趣旨に沿うように設定されているため、全面解除にはいたっていません。

日本とは逆に、海外では、小・中学生のスマートフォン使用を禁止ないし制限するケースが見受けられます。例えば、フランスでは2018年から小・中学生の学校全域でのスマートフォンの使用が禁止されました⁶。また、中国や韓国では未成年のオンラインゲームに制限を課すなどの措置がとられています⁷。

3. 論題の対象

論題中の「スマートフォンなど」という語は、一般に明確な定義をもって用いられているものではないため、その意味に一定の明確性を与えなければ議論がかみ合わない危険性があります。そこで、大会運営側は、付帯文により、「スマートフォンなど」を「テザリング機能を使用せず携帯電話回線を直接使

¹ 第13回中学論題解説

² 内閣府「令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査：第2部調査の結果 第1章 青少年調査の結果」
<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r02/net-ijittai/pdf/2-1-1.pdf>

³ 伊藤賢一「スマートフォン時代における青少年のリスク構造：群馬県前橋市調査より」群馬大学社会情報学部研究論集 第23巻（2016）4頁。

⁴ 同上3頁。

⁵ 東洋経済 ONLINE（2020年7月30日）
<https://toyokeizai.net/articles/-/364439>

⁶ 朝日新聞 GLOBE+（2018年10月22日）
<https://globe.asahi.com/article/11889236>

⁷ CNET JAPAN（2021年9月4日）
<https://japan.cnet.com/article/35175996/>

用し、インターネットのサイト閲覧や SNS 使用ができる情報端末」と定義しました。

この付帯文が設けられたことにより論題の対象外とされる情報端末は、下記であると想定されます。

①インターネットのサイト閲覧や SNS 使用ができないもの

②インターネットのサイト閲覧や SNS 使用はできるが、携帯電話回線を使用することができないもの（有線 LAN や Wi-Fi などを通じてのみインターネットのサイト閲覧や SNS 使用ができるもの）

③インターネットのサイト閲覧や SNS 使用ができ、かつ携帯電話回線も使用できるが、テザリング機能を用いて間接的にしか携帯電話回線を使用することができないものです。

なお、ここでいうテザリングという語は、「情報機器が自らをインターネットなどに接続するために内蔵する通信機能を、別の機器をネットワークに接続する中継に用いること。また、機器の持つそのような機能⁸」といった意味で用いています。例えば、パソコンやタブレットを使用している際に、スマートフォンを経由してインターネットに接続することなどがこれに当たると考えられます。

論題の対象外とされるものの具体例は、機能限定携帯や子供向け携帯と呼ばれるものの（これらのうち、インターネットのサイト閲覧や SNS 使用ができるものは論題の対象）、契約が切れたスマートフォン、家庭や学校などで有線 LAN や Wi-Fi などを通じて使う PC です。タブレットについては、携帯電話回線を直接使用することができるものは論題の対象、できないものは対象外です。つまり、学校が学習用に貸し出しているタブレットの大半は論題による規制の対象外となるのではないのでしょうか。

論題の対象についての説明は以上ですが、大会運営側があえて付帯文を設けたことから分かる通り、今回の論題をめぐって期待されている議論のメインは、スマートフォンなどの定義をめぐる議論ではなく、共通の定義があることを前提とした上でのスマートフォンなどの使用の禁止の是非そのものについての議論です。論題が用いている語と証拠資料の語がある程度一致しているかどうかといった点に気を配ることは大切ですが、個別の機種に狙いを付けて論じるなどといった議論は基本的に期待されておらず、かつ、あまり有効な議論ではないことに留意してください。

また、附帯文の2つ目で、スマートフォンなどを「所有する」ことに加え、「継続的に借用」すること

も禁止の対象であるとされています。この附帯文は、スマートフォンを事実上所有しているのと変わらないといった状況を禁止の対象に含めるという趣旨で設けられました。例えば、保護者が所有しているスマートフォンなどを常に持ち歩いているといった状況を想定しています。そのため、保護者がいる場合一時的に調べ物をするために借りるといったような行為は禁止の対象とされていないと考えられるでしょう。

4. 予想されるメリット・デメリット／争点

(1) メリットの具体例

◆ネットいじめの減少

スマートフォンの利用により、保護者や教師の目が行き届かない場所で子供同士が会話する機会が増えました。例えば、LINE 上での会話があげられるでしょう。その結果、ネットいじめが増加しているとされます。実際に、中高生に本格的にスマホが普及した年である2013年にいじめの認知件数全体に占めるネットいじめの比率が高くなっており、「スマホの普及がネットいじめの比率の上昇につながった」可能性が指摘されています⁹。したがって、肯定側は、スマートフォンの使用を禁止することにより、ネットいじめを減少させることができるというメリットを提示することができるでしょう。

◆ネット犯罪の減少

小・中学生は、スマートフォンを使用し、SNS などを通じて多くの人とつながることができるようになりましたが、その結果、犯罪に巻き込まれる可能性が高くなっています。実際に、Twitter や Instagram などの SNS を利用した援助交際などが行われ、事件につながっています。また、情報発信の機会が増えることで、あまり意図的でなくとも、知らず知らずの間に事件に巻き込まれるといったケースも散見されます¹⁰。よって、肯定側は、ネット犯罪が減少するというメリットを提示することができるでしょう。

この2つのメリット以外には、ネット依存からの脱却、課金などによる料金負担の軽減なども考えられます。

(2) デメリットの具体例

◆情報を取得する機会の減少

スマートフォンが現在のように普及する以前は、主にテレビ・ラジオ・新聞などから情報を取得するのが一般的でしたが、スマートフォンの普及により、SNS から情報を取得するといった形が一般的になり

⁸ IT用語辞典 e-Words [「テザリング」](#)

⁹ 藤川大祐『教師が知らない「子どものスマホ・SNS」新常

識』（教育開発研究所、2021）50頁。

¹⁰ 同上 66-74頁。

つつあります。SNS での情報流通は非常にスピーディーであるため、スマートフォンのようにどこでもインターネットなどに接続することができる情報端末を持っていないと、そのスピードについていけません。そのため、否定側は、スマートフォンの使用が禁止されることにより、情報を取得する機会が減少してしまうというデメリットを提示することができます。このデメリットは、近年の社会運動が SNS を中心に展開されていることや、社会問題に対する識者の見解が SNS で発信されることが多くなっていることを踏まえれば、小・中学生が社会問題や政治に関心を持つ機会を妨げることになりかねないため、深刻であると言えるでしょう。

◆コミュニケーション手段の1つの喪失

スマートフォンは情報取得のためのツールであるとともに、コミュニケーションの手段としても非常に重要な存在になっています。そのため、コミュニケーション手段の1つを失うというデメリットを提示することができます。

なお、スマートフォンは、災害・事件時の連絡手段としても役立ちますが、論題の対象から外されている（インターネットのサイト閲覧や SNS 使用ができない）機能限定形態や子供向け携帯と呼ばれるものがその役割を代替できると考えられるとも考えられます。そのため、これをデメリットとして論じる際は、論題の対象となるスマートフォンが代替手段よりも優れていることを示す必要があるでしょう。

(3) 争点

予想される争点の1つは、中学生以降スマートフォンとの共存が不可避であることを踏まえ、小・中学生のうちにスマートフォンとどのように関わることが望ましいのかということです。肯定側は、ネットいじめや犯罪の危険性などを強調した上で、中学生まではスマートフォンとの関係を切断すべきであると述べるすることができます。また、その際に、スマートフォン以外の PC など、保護者や教師の目が行き届きやすいものの利用から始め、徐々に情報端末に慣れていくという方向性をとるべきだといった主張をすることも可能でしょう。対して否定側は、小・中学生にとってのスマートフォン利用の価値を述べた上で、中学生以降スマートフォンとの共存が不可避である以上小・中学生の段階からスマートフォンの使用を認めるべきであり、使用に伴う危険性の回避は保護者や教師による適切な教育などによってなされるべきだと述べるすることができます。

予想されるもう1つの争点は、論題採択後の世界における、スマートフォンなど以外の情報端末の使用に関するものです。スマートフォンなどの使用を禁止しても、Wi-Fi などを通じてインターネットのサイト閲覧や SNS 使用ができるため、現状とあまり

変わらないのではないのではないかという主張も可能でしょう。このような議論はなされてしかるべきだと思いますが、その際に気をつけてほしいことは、相手への反駁が自分たちの議論をも弱めてしまっていないかということです。例えば、肯定側がネット犯罪の減少というメリットを提示し、否定側が情報を取得する機会の減少というデメリットを提示しているような場合を想定してみましよう。このような場合に、否定側が「Wi-Fi などを通じてインターネットのサイト閲覧や SNS 使用ができるから解決性がない」という反駁を行うとすれば、それは同時に自らのデメリットの発生過程をも削ぎ去っている可能性があります。そのため、立論と反駁の主張を切り離して考えるのではなく、両者がうまくかみ合っているかどうかを常に確認することを心掛けてください。

6. おわりに

昨年の部活動廃止論題に引き続き、今年の論題もみなさんに直接関係するものです。そのため、みなさんがこの論題についてどのように論じるのか非常に楽しみです。ガラケーからスマートフォンに切り替えた私たち、携帯を持っている人ははじめからスマートフォンであろうみなさんの感覚を、議論に落とし込んで伝えてくれることを期待しています。